

# 要 請 書

2017年3月17日

三菱重工業株式会社 御中

1、日本による中国侵略戦争中、日本軍は、重慶市や四川省内の成都市・楽山市・自貢市などの各都市に対して爆撃機による無差別爆撃を行いました。私たちは、その無差別爆撃、即ち、「重慶大爆撃」によって、殺された空爆犠牲者の遺族や幸存者です。

2、重慶大爆撃は、無差別爆撃であり、従って、国際法違反の明白な戦争犯罪です。

貴三菱重工業株式会社は、重慶大爆撃という戦争犯罪を犯した当時の日本政府と軍に全面的に加担していました。

即ち、貴三菱重工業株式会社は、日本軍が重大な戦争犯罪である重慶大爆撃に用いた爆撃機や戦闘機を継続的に製造し、それを政府・軍に引き渡してきました。その見返りに、貴三菱重工業株式会社は、莫大な利益を得てきました。

3、貴三菱重工業株式会社が製造した爆撃機や戦闘機によって、中国の无辜の何十万人という市民が殺され傷つき、また何百万人という市民が家財を壊され焼かれ、また、かろうじて生き残った人たちも路頭に迷い、死線をさまよいました。

このように貴三菱重工業株式会社を始めとする日本の軍需産業は、日本国が、重慶・四川に加えた無差別爆撃で、重大な役割を果たし、日本政府と同様に重慶市民に対して許しがたい犯罪を犯しました。

4、貴三菱重工業株式会社は、日本の代表的な製造メーカーです。また、現在、貴三菱重工業株式会社は、わが中国においても、活発に企業活動をしています。

しかし、今まで、貴三菱重工業株式会社は、重慶大爆撃について、何らの反省も述べていません。私たち重慶大爆撃の被害者は、このような貴三菱重工業株式会社の態度を絶対に許すことができません。

**5、そこで、私たち重慶大爆撃の被害者は、貴三菱重工業株式会社に対し、「重慶大爆撃の被害者への謝罪と適切な賠償」を速やかに実行されるように強く要請します。**

私たちは、貴三菱重工業株式会社が、「企業の戦争責任」を深く自覚され、企業としての社会的責任を取って、私たちの要請に誠実に応えられるよう強く求めます。

**6、私たちは、貴三菱重工業株式会社が、本年5月31日までに、書面による回答を、私たちの代理人である下記法律事務所内の萱野一樹弁護士まで届けられますようにお願い致します。**

重慶大爆撃被害者協会

成都大爆撃被害者協会

楽山大爆撃被害者協会

自貢大爆撃被害者協会

松潘大爆撃被害者協会

記

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町5階

東京神谷町綜合法律事務所

電話 03-3434-7050 FAX03-3434-7060

弁護士 萱野一樹